

【県独自のがん診療連携拠点病院制度について】

1. 背景

(1) 法令・計画

①がん対策基本法（平成19年4月施行）

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対に
関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、
並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基となる事
項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

〔基本施策〕

がん予防及び早期発見の推進

- がん予防の推進
- がん検診の質の向上等

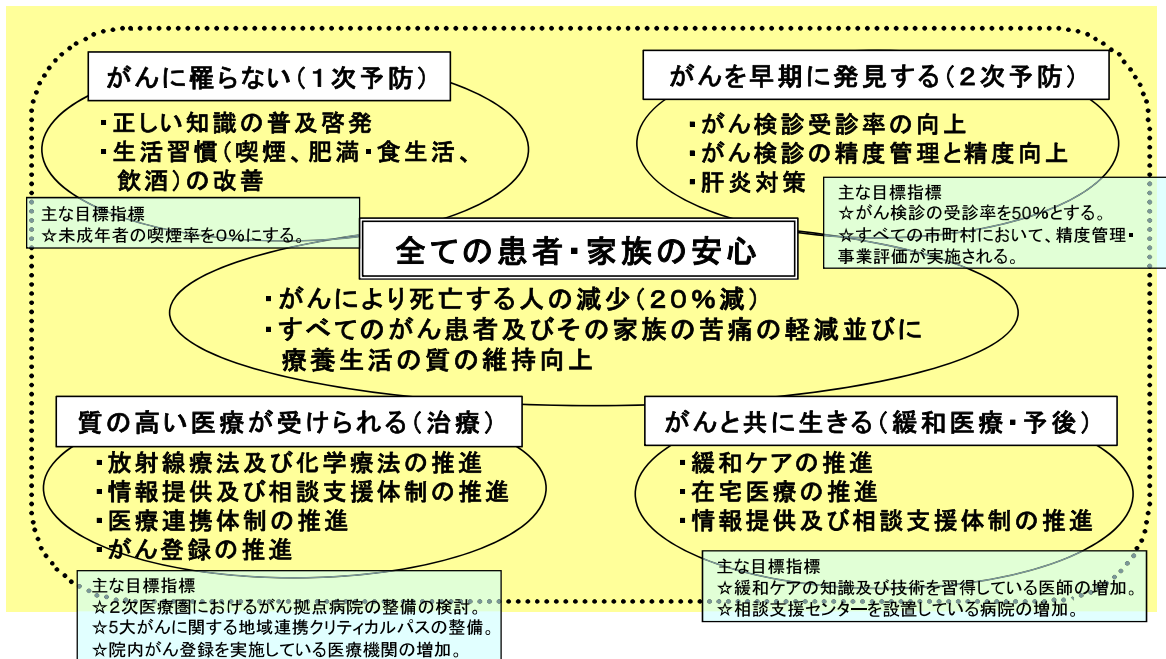
がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- 医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

研究の推進等

- がんに関する研究の促進
- 研究成果の活用
- 医薬品及び医療機器の早期承認に資す治験の促進
- 臨床研究に係る環境整備

②沖縄県がん対策推進計画（平成20年3月策定）

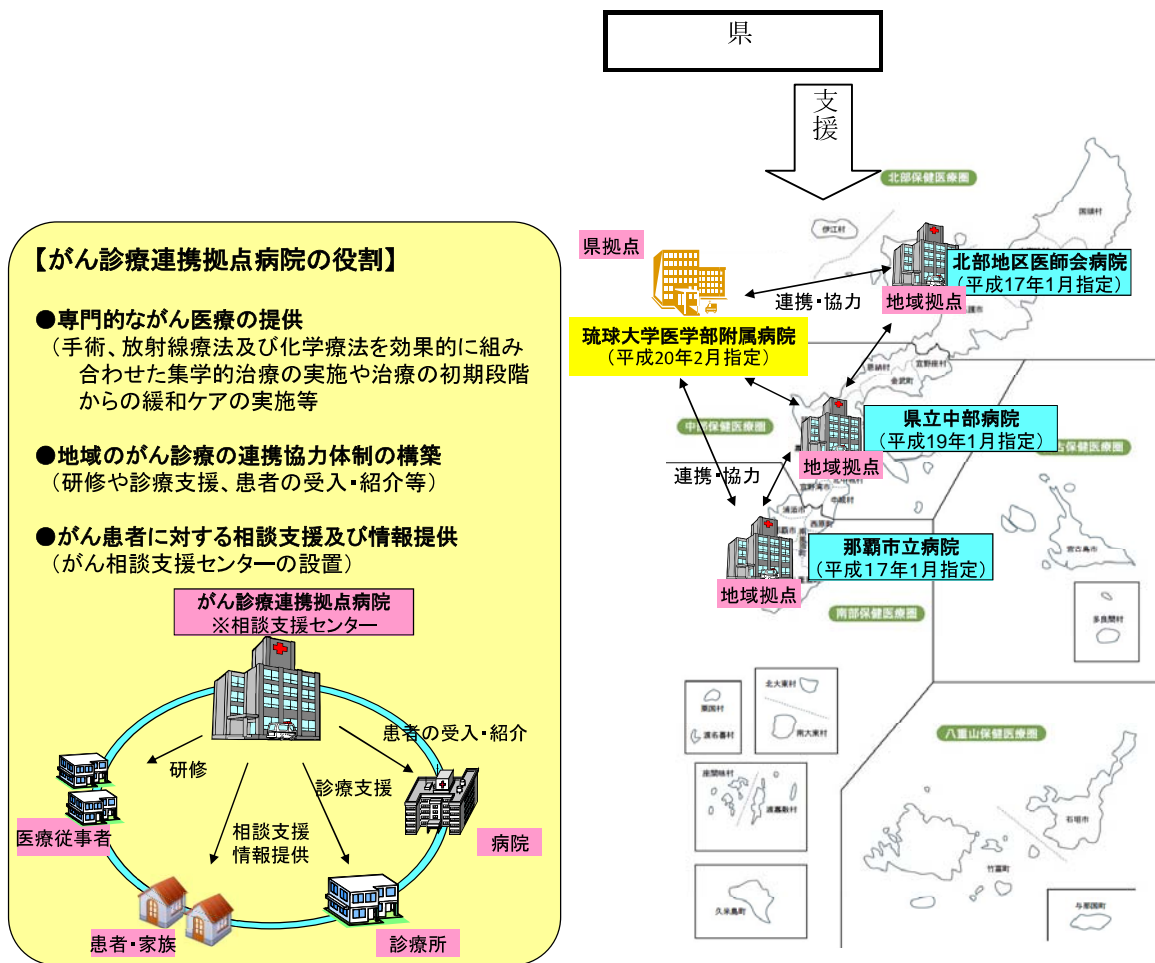


(2) 本県におけるがん医療提供体制について

①がん医療提供体制の推進状況

本県のがん医療提供体制の構築については、国の指針・指定要件に基づき、都道府県の薦のもと、厚生労働大臣が指定する「がん診療連携拠点病院」を二次保健医療圏に1カ所目処に整備することとしている。

また、県は、国の補助事業である「がん診療連携拠点病院機能強化事業」（平成20年3月3日付け健発第0331037号 厚生労働省健康局長通知）を活用して、がん診療連携拠点病院行う、がん医療従事者研修、がん患者やその家族に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業に対し、補助金による支援（国1/2、県1/2）を行い、質の高いがん医療提供体制の確立を図っている。



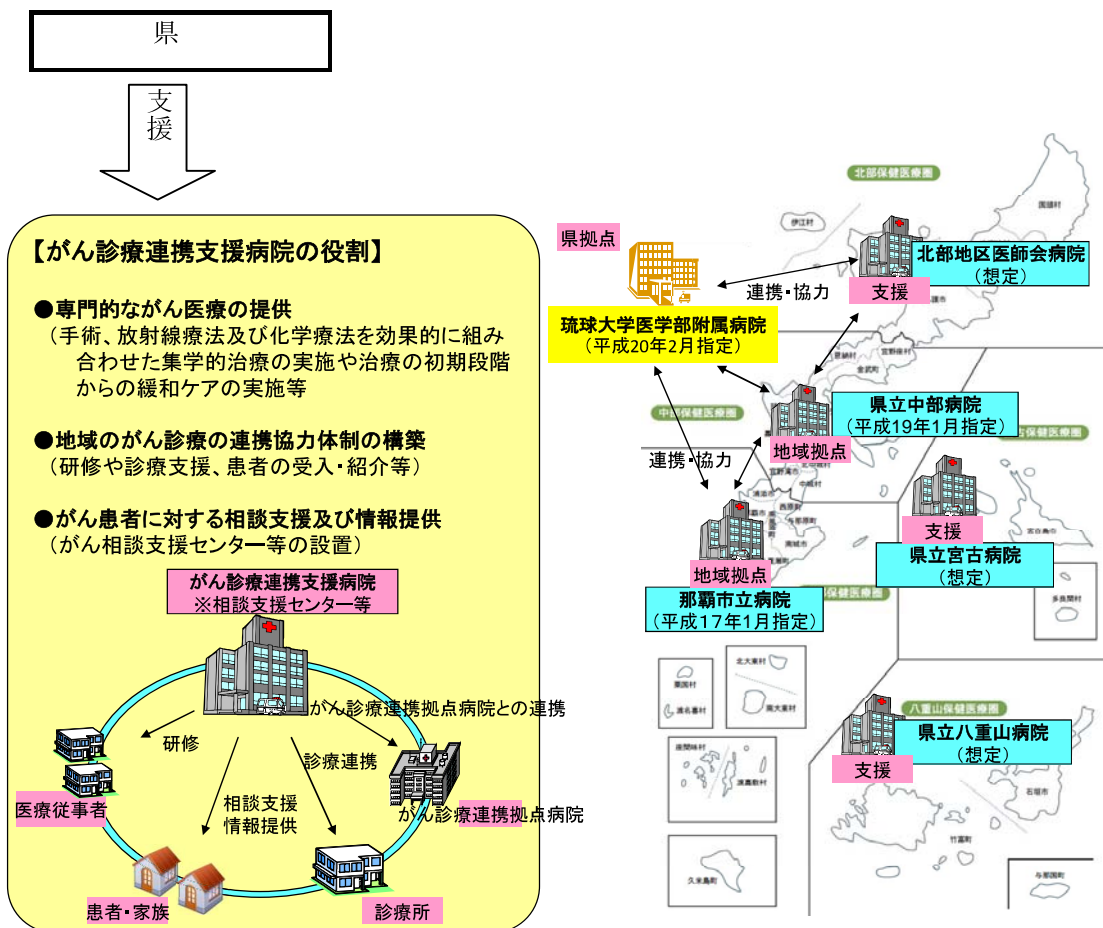
②課題

厚生労働大臣の指定に基づく、がん診療連携拠点病院制度では、宮古、八重山保健医療圏にがん診療連携拠点病院を整備することは指定要件上困難であり、同地区における質の高いがん医療提供体制の構築は難しい。

また、国の指定要件嵩上げ（平成20年3月改正）により、現在、がん診療連携拠点病院となっている北部地区医師会病院が、平成22年4月より拠点病院の指定更新出来ない見込みとなっており（平成21年2月3日国の検討会において決定）、北部保健医療圏におけるがん医療提供体制の構築も課題となっている。

(3) がん診療連携支援病院機能強化事業（今回追加）

がん対策基本法のがん医療均てん化（どこにおいても専門的な質の高いがん医療を受けられること）の促進及び沖縄県がん対策推進計画の全体目標の一つに掲げる「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の維持向上」を推進するため、地域のがん診療連携の中核をになう医療機関（「がん診療連携支援病院」という。）が、がん医療従事者の育成、緩和医療の推進、医療連携体制の整備、がん登録、がん医療に関する相談支援や情報提供等を行う際に、県が取組の支援を行うものとする。



① 事業の実施主体

がん診療連携支援病院

がん診療連携拠点病院整備されていない（見込みである）北部、宮古、八重山保健医療圏において、がん診療連携の中核を担うことが適当であると知事が認める医療機関。

（北部地区医師会病院、県立宮古病院、県立八重山病院を想定）

② 事業の内容

がん医療の均てん化の推進を目的として、がん診療連携支援病院が実施する「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」（平成20年3月31日付け健発第0331037号 厚生労働省健康局長通知）の3の（1）のイの（ア）、（イ）及び（ウ）、（2）のイの（ア）、（イ）及び（ウ）、（3）のイ、（4）及び（5）の取組を支援（県10/10）する。

(実施要綱に基づく取組)

ア がん医療従事者研修

主にがんの化学療法や放射線療法の専門的な医師やがん医療を支えるコメディカルスタッフを養成するための効果的かつ効率的な研修を行う。

- ・ 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和医療等に関する研修
- ・ 地域の医療機関のコメディカルスタッフ（放射線技師、臨床検査技師等）を対象としたがんの専門知識・技術の習得のための研修
- ・ 院内外の講師による公開カンファレンス

イ ネットワーク事業

- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院において設置する「沖縄県がん診療連携協議会（部会含む）」への出席
- ・ 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣

ウ 院内がん登録促進事業

地域や全国レベルでの正確ながんの罹患率等を把握するため、標準登録様式（がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について（平成 18 年 3 月 31 日健発第 0331001 号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知））に基づく院内がん登録（がん患者の診断・治療内容等のデータ登録）を実施する。

エ がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談に対応する。

オ 普及啓発・情報提供事業

がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供及び小冊子やリーフレット等の作成・配布を行う。

③ 補助金交付の仕組み

沖縄県がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金交付要綱	
<p>【がん診療連携拠点病院機能強化事業】 がん診療連携拠点病院が、「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」（平成20年3月1日健発第0331037号厚生労働省健康局長通知）に基づき、実施する事業</p>	<p>※【がん診療連携支援病院機能強化事業】 「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」の3の（1）のイの（ア）、（イ）及び（ウ）、（2）のイの（ア）、（イ）及び（ウ）、（3）のイ、（4）及び（5）の取組を、がん診療連携支援病院が実施する事業</p>

(補助金の流れ)

